② 九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑤ 平成９年度以降に、元請けとして次に掲げる㋐～㋒の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、㋐～㋒は同一工事とする。

㋐ ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）60㎡以上であること（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）60㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）。

㋑ 施工延長1,000m以上であること。

㋒ 最小土被り（坑口部を除く）20m以下であること。

ただし、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記、同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑥ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと（入札説明書参照）。

⑦ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑧ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成９年度以降に、上記⑴⑤に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

ただし、１人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

３ 総合評価に関する事項等

⑴ 総合評価及び落札者決定方法 入札参加者は、価格及び本工事における工事目的物の性能・機能に関する事項、社会要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐ 評価対象要件

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

② 提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

③ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑ 評価方法

① 標準点 当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点 ③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③ 評価項目及び得点配分 評価項目（①～⑥）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑥における評価点の合計点を加算点とする。

○評価項目及び評価項目毎の配点（合計90点）

◆施工体制（施工体制評価点）

① 品質確保の実効性：15点（３段階評価）

② 施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③ 品質の向上

・覆工コンクリートの充填性、剥落及びひび割れ抑止等に関する耐久性向上対策

③－１ ひび割れ発生スパン数：10点（11段階評価）

③－２ 施工方法：20点（21段階評価）

◆社会的要請に関する事項

④ 環境の維持

④－１ 粉塵等対策：10点（11段階評価）

・トンネルズリ運搬時の運搬路沿線の住民に対する粉塵等対策

④－２ 水質汚濁対策：５点（６段階評価）

・トンネル掘削等に伴う、河川への水質汚濁対策

◆総合的なコストに関する事項及び施工計画

⑤ 出来形管理基準の向上

・覆工コンクリートの出来形管理基準の向上対策：10点（11段階評価）

⑥ 契約後ＶＥにつながる基本的な考え方：５点（６段階評価）

・契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなくコスト縮減が可能となる技術提案につながる基本的な考え方

㋒ 評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵ 技術提案資料の作成 技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

⑶ ヒアリングの実施（施工体制の審査） どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある（詳細は入札説明書による。）。

⑷ その他

① 技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。

② 技術提案資料のヒアリングを実施する。詳細は入札説明書によるものとする。